

## ご家族情報登録制度規約

### 第1条（規約の目的）

ご家族情報登録制度規約（以下、「本規約」といいます。）は、富国生命保険相互会社（以下、「当社」といいます。）が運営・提供する「ご家族情報登録制度」（以下、「本制度」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

### 第2条（本制度の概要）

本制度は、本規約第3条第1項に定める保険契約者等以外の方の連絡先を当社に登録することで、以下の事項を実施することを目的とする制度です。

- （1）当社保険契約に関する所定の各種手続時などにおける、保険契約者等への迅速かつ円滑なご連絡
- （2）第3条第2項に定める第二連絡先に対する当社の保険商品・サービスのご案内
- （3）第3条第2項に定める第二連絡先に対する、登録された保険契約内容の開示

### 第3条（本制度の利用者等）

1. 本規約において、当社所定の要件を満たす次の各号に定める者を「保険契約者等」といいます。ただし、法人は除きます。
  - （1）当社保険契約の保険契約者
  - （2）当社保険契約の保険金などの支払いにおいて、年金支払を選択した年金開始後の受取人
  - （3）当社保険契約の保険金などの支払いにおいて、すえ置支払を選択した保険金などの受取人
  - （4）第1号から第3号に定めるほか、当社の定める者
2. 本規約において、保険契約者等が登録した保険契約者等以外の者を「第二連絡先」として指定できます。なお、第二連絡先は日本国内に住所を有しており、かつ以下のいずれかに該当する者から1名登録することができます。
  - （1）保険契約者の配偶者、三親等以内の親族
  - （2）本制度に登録された保険契約における被保険者、受取人、指定代理請求人
3. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は第二連絡先として登録することはできません。
  - （1）法人
  - （2）未成年者

### 第4条（本制度の申込み等）

1. 保険契約者等が当社所定の方法により本制度への登録申込を行い、当社が第二連絡先を登録した時点で本制度の利用を開始します。

2. 保険契約者等は本制度の申込みに際し、以下の事項について同意することを要します。
  - (1) 当社が第二連絡先に対して保険契約者等に関する照会を行ったときは、第9条第1項を適用し、当社が第二連絡先に保険契約者等の連絡先等の個人情報を開示すること
  - (2) 第二連絡先から、本制度に登録された保険契約内容の開示の申出があったときは、第9条第2項を適用し、当社が第二連絡先に保障内容等の保険契約内容を開示すること
3. 保険契約者等は本制度の申込みに際し、第二連絡先より、以下の事項について同意を得ることを要します。
  - (1) 保険契約者等が本制度を利用すること
  - (2) 第二連絡先について以下の個人情報を当社に登録すること
    - ①氏名      ②生年月日      ③性別      ④（保険契約者等との）続柄
    - ⑤住所      ⑥電話番号
  - (3) 当社より第二連絡先に連絡を行う場合があること
4. 本制度を利用している保険契約者等が新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者の変更、その他の事由により新たに保険契約者等となった場合も含む。）、当該保険契約については、あらためて本制度への申込みが必要となります。
5. 以下の保険契約については、本制度の申込みはできません。
  - (1) 一時払退職後終身保険
  - (2) 当社が募集代理店として募集した損害保険契約
  - (3) 企業・団体向けの保険契約

#### 第5条（本制度の利用停止）

1. 次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本制度の利用を停止します。
  - (1) 保険契約者等が当社所定の方法により、本制度の解約を申し出たとき
  - (2) 保険契約者等が第二連絡先より第4条第3項記載の同意を得ていないことが判明したとき
  - (3) 保険契約者等または第二連絡先が反社会的勢力に該当すると認められる場合
  - (4) 本制度の対象となっている保険契約が解約・死亡保険金支払などにより消滅したとき
  - (5) 本制度の対象となっている保険契約が転換されたとき
  - (6) 本制度の対象となっている保険契約の保険契約者等が変更されたとき
  - (7) 本制度の対象となっている保険契約について、保険契約者と別の者が年金の受取りを開始したとき
  - (8) その他、当社が必要と認めたとき

2. 本制度の停止後であっても、第8条(1)に定める場合、および保険契約者等の生命・身体・財産の保護のために当社が必要と認める場合には、当社は、登録されていた第二連絡先の情報を使用することがあります。
3. 紛失、盗難等によって当社が交付した書類等を第三者に使用されるおそれが生じた場合、および第三者に使用されたことを知った場合には、すみやかに当社に通知してください。本制度の利用を停止するための措置をとります。

#### 第6条 (本制度の中断)

当社が必要と判断した場合、事前に通知することなく本制度の全部または一部を中断することがあります。

#### 第7条 (登録内容の変更)

1. 保険契約者等は、第二連絡先の情報に変更があった場合、第二連絡先の同意を得たうえで、当社所定の方法によりすみやかに当社に届け出ることを要します。
2. 前項の届出がなく、当社が第二連絡先にあてて発信した通知物が到達しなかった場合は、それらが通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

#### 第8条 (第二連絡先の利用)

当社は本制度により、第二連絡先に対し以下の場合に連絡することがあります。

- (1) 大災害発生時において、保険契約者等と直接、連絡が取れない場合
- (2) ご高齢の方などに対し現況確認などを行う場合に、保険契約者等と直接、連絡が取れない場合
- (3) 当社職員が保険契約における各種手続を行うにあたり、保険契約者等と直接、連絡が取れない場合
- (4) 第二連絡先に対しての当社保険商品・サービスのご案内

#### 第9条 (契約情報の開示範囲)

1. 前条第1号ないし第3号の場合に、当社は第二連絡先に対し、契約の特定に必要な範囲で、保険契約者等の保険契約内容その他当社が必要と認める情報を開示します。
2. 前項にかかわらず、本制度に登録された保険契約内容について第二連絡先から開示の申出を受けた場合には、当社の定めるところにより、保険契約者等へ開示できる保険契約内容を超えない範囲で、第二連絡先に対して保険契約内容を開示します。

#### 第10条 (免責事項)

1. 当社が第二連絡先からの照会であると認めて回答した内容に関して情報の不正利用その他の事故が発生しても、それによって利用者または第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

2. 第7条第1項に定める届出事項の変更の届出の未了、および第7条第2項による通知物のみなし到達によって利用者または第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。
3. 本制度への加入および本制度の利用に関し、第二連絡先またはその他の契約関係者等から異議申立があった場合でも、当社は一切関与することはありません。また保険契約者等とその他の契約関係者等との間において生じた紛争などについても同様です。また、これらに起因して生じた損害についても、当社は責任を負いません。

#### 第11条（本規約の改正等）

1. 本規約は、事前の承諾なく改正または廃止することがあります。本規約が改正または廃止された場合には、当社は改正内容などについて、当社ホームページ上で公開、またはその他の方法にて通知します。なお、改正日以降は改正後の規約を適用し、廃止日以降は本規約を終了します。本規約の改正または廃止により利用者または契約関係者等に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 本規約に特に定めのない事項については、普通保険約款の規定のほか、当社が定める規定等に従うものとします。なお、本規約と当社が別に定める規定等の内容が異なる場合には、本規約が優先されるものとします。

#### 第12条（個人情報の利用）

当社は保険契約者等の保険内容、第二連絡先に関する情報、本制度の利用に係る過程で知り得た情報を、規約に定める事項以外に、必要に応じて以下の目的で利用する場合があります。

- （1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- （2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

#### 第13条（準拠法・管轄）

1. 本規約に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、会社の本社または保険契約者等の住所地と同一の都道府県内にある支社※の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

※同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第14条（令和4年3月末までに第二連絡先を登録した保険契約に関する特則）

1. 以下のいずれかに該当するときは、第9条第2項は適用せず、第二連絡先に開示する契約情報の範囲は、第9条第1項に定める範囲に限ることとします。
  - （1）保険契約者等から当社に対し、当社が定める方法により、令和4年3月末までに前項に同意しない旨の申出があったとき
  - （2）令和4年3月末日までに本制度に登録された第二連絡先が第3条第2項に該当しないとき
  - （3）前各号に定めるものの他、当社が必要と認めたとき
2. 前項各号のいずれにも該当しない場合、保険契約者等は、本制度に登録された保険契約内容について令和4年4月1日以降に第二連絡先から開示の申出があった場合には、第9条第2項を適用することに同意したものとします。
3. 第1項の適用を受ける保険契約者等から令和4年4月1日以降に、第9条第2項に定める保険契約内容の開示を希望する旨の申出があった場合は、あらためて当社が定める方法により本制度の申込みをした上で、第9条第2項の適用を開始します。

以 上